

清流苑（介護予防）短期入所生活介護利用料金

令和6年8月1日改正

<多床室利用>

単位数単価：10円（単位）

要介護度	併設型（介護予防） 短期入所生活介護費（Ⅱ）	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	夜勤職員配置 加算（Ⅲ）
要支援1	451 / 日	22 / 日 （区分支給 限度額管理外）	15 / 日
要支援2	561 / 日		
介護度1	603 / 日		
介護度2	672 / 日		
介護度3	745 / 日		
介護度4	815 / 日		
介護度5	884 / 日		

<従来型個室利用>

（単位）

要介護度	併設型（介護予防） 短期入所生活介護費（Ⅰ）	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	夜勤職員配置 加算（Ⅲ）
要支援1	446 / 日	22 / 日 （区分支給 限度額管理外）	15 / 日
要支援2	555 / 日		
介護度1	596 / 日		
介護度2	665 / 日		
介護度3	737 / 日		
介護度4	806 / 日		
介護度5	874 / 日		

○送迎加算：片道につき184単位

※土日祝祭日及び12月29日から1月3日の送迎は行っておりません。
送迎時間については、ご希望に添えない場合がございます。

●長期利用者提供減算：利用が連続30日を超える日以降60日まで、1日30単位減算（介護予防除く）

●長期利用の適正化

・介護給付：利用が連続60日を超える日以降も長期利用者提供減算と同様に、1日につき30単位が所定単位数から減算

・介護予防：利用が30日を超える日以降、1日589単位の75 / 100（要支援1）
又は93 / 100（要支援2）に相当する単位数

○緊急短期入所受入加算：1日につき90単位

*緊急利用した日から7日間（やむを得ない場合は14日間）を限度（介護予防除く）

○若年性認知症入所者受入加算：1日につき120単位

*初老期における認知症により要介護状態となった方で40～65歳前々日まで

☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：1月の上記総単位数の14.0%（区分支給限度額管理外）

*サービスの係る自己負担額は、要介護状態区分や負担割合に応じて異なります。

(円)

食費に係る自己負担額	①利用者負担第1段階の方	300/日
	②利用者負担第2段階の方	600/日
	③利用者負担第3段階①の方	1,000/日
	④利用者負担第3段階②の方	1,300/日
	⑤利用者負担第4段階の方	1,445/日
居室に係る自己負担額 <多床室利用>	①利用者負担第1段階の方	0/日
	②利用者負担第2段階の方	430/日
	③利用者負担第3段階の方	430/日
	④利用者負担第4段階の方	915/日
<従来型個室利用>	①利用者負担第1段階の方	380/日
	②利用者負担第2段階の方	480/日
	③利用者負担第3段階の方	880/日
	④利用者負担第4段階の方	1,231/日

* 食費は、朝食：420円 昼食：560円 夕食：465円になります。

* 前日までに欠食希望の申し出があった場合、料金はいただきません。

* 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額となります。